

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●今回の改正全体		
1	<p>今回の改正案は、従前は必ずしも求められなかった対応や開示もあり、また、「例えば」、「考えられる」、「必要に応じて」等の記載もあることから、全ての対応や開示を画一的に求めるものではなく、提出会社ごとの状況にあわせた適切な対応や開示を求めるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。開示ガイドライン1-1-1や1-1-2のガイドラインの趣旨や基本的な考え方等に則した適切な開示を求めるものです。</p>
● B 基本ガイドライン2-4-2（種類株券が第三者割当により発行される場合について）		
2	<p>案2-4-2は、所謂MS優先株につき、開示ガイドラインCⅡ（1）④で「入念に審査」、「金融庁と対応を協議」としているものを、有価証券届出書の提出を義務付けることを定めるものと考えられる。開示ガイドラインで義務を定めるべきではなく、金融商品取引法か企業内容等の開示に関する内閣府令の改正によるべき内容である。</p> <p>また、実態としてMS優先株の発行には定款の変更が必要になるケースが殆どであり、株主総会の開催を経ることが多い。MSCBやMSワラントの発行と異なり、十分な投資家保護が図られていることから、本改正自体が不要と思料される。</p> <p>なお、開示ガイドラインのみを改正した場合に、臨時報告書の提出が免除されないため、MS優先株の発行には有価証券届出書と臨時報告書の双方の提出が必要となってしまう。</p>	<p>本改正は従前の取扱いを変更するものではありません。</p> <p>平成22年6月4日付パブリックコメント回答（16頁83番）において示したとおり、取得請求権が付されている種類株券については、実質的に開示対象株券についての勧誘が行われている場合もあり、有価証券届出書の提出が必要な場合があるものと考えられます。また、合理的な理由により、私募によって種類株式が発行されていると判断される場合についてまで有価証券届出書の提出を求めるものではありません。</p>
3	<p>案2-4-2について、「提出者等の自由な裁量」とは何のことが、MSワラントの行使停止のように転換制限の可否を提出会社の裁量で切り替えられるということか。</p> <p>また、「短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるもの」という記述が抽象的であるため、定量的な具体化を要望する。</p>	<p>ご指摘の箇所については、種類株式の発行後、割当予定先又は提出者等の自由な裁量による取得請求権の行使により短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれる場合等を想定しています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、趣旨を明確化する観点から「割当予定先、提出者等の自由な裁量」に修正します。</p>

		「短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるもの」であるかについては、平成 22 年 6 月 4 日付パブリックコメント回答（16 頁 83 番）において示したとおり、当該種類株券について、①発行条件、②当該種類株式の内容・特質、③発行者や割当者の状況、④発行等の目的（合理性・必要性）、⑤転換条件の内容、⑥転換期間等に照らし、個別事案ごとに判断される必要があると考えられます。
● B 基本ガイドライン 5-8-3（資金使途の記載）		
4	案 5-8-3 で追記された部分について、提出会社の実際の資金使途や新株予約権の行使見込み等を踏まえると、株券と新株予約権証券とで資金使途を明確に区分して書くことがむしろ適切ではない場合もあり得るものと思われる。このような場合には、必ずしも資金使途を区分して書くことが求められるものではなく、実態を踏まえ適切な開示を行うことで足りるという理解でよいか。	ご理解のとおり、一律に株券及び新株予約権証券の資金使途を区分して記載することを求めるものではなく、個別事案ごとの実態に即して適切に開示されるべきものと考えられます。
5	案 5-8-3 について、新株発行と同時に新株予約権が行使されることによって、同時又は多少の時差はあるものの調達された資金が同じ使途に充当されながら進む場合も考えられるため、区分して記載することよりも、全体の調達金額と使途別の充当時期を記載することで、有価証券届出書利用者の利便性に資することは可能ではないかと思われる。	ご指摘のとおり、一律に株券及び新株予約権証券の資金使途を区分して記載することを求めるものではなく、個別事案ごとの実態に即して適切に開示されるべきものと考えられます。
● C 個別ガイドライン II 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン		
6	案 C II (1)②における周知性の判断基準である「有価証券報告書等」の中に決算公告も含まれるのか。	「有価証券報告書等」には、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書等が含まれますが、決算公告は含まれないと考えられます。
7	案 C II (2) 柱書に追記された部分について、割当予定先はあくまでも提出会社から独立した第三者であり、特に第三者割当のケースにおいては相手方となるため、資料の性質によっては、割当予定先の協力を得られない場合もあり、そうした場合まで提出会社に提出等を求めるものではないという理解でよいか。	具体的な確認の方法や確認する内容については、払込みに係る資金の規模及び調達方法、割当予定先の協力状況及び財務状況、割当予定先が過去に引き受けた第三者割当での払込みの状況等個別事案ごとの実態に即して判断されるべきものと考えられます。 割当予定先等から資料の提出を受けることが難しい場合には、資料の提出を受けられないことにつき合理性があるか、代替的な確認方法があるか等、投資者への適切な情報提供の観点から総合的に判断する必要があると考えられます。
8	案 C II (2)①について、割当予定先の実態確認はしているも、本人確認は金融商品取引業者が行うものであり、割当予定先に対しても実施し	「本人確認等の各種確認手続」は、案 C II (2) ⑤に記載されている各種確認手続を指す趣旨です。

	<p>ていないのが通常と思料される。従って、「本人確認等」という用語はミスリーディングであり、削除されるべきと思料する。</p> <p>また、払込に要する資金の確認のうち、新株予約権部分(行使時の払込金を除く)の譲渡価格を譲渡予定先が支払えるかどうかは、当初割当先のみが負うリスクである。従って、この確認の義務を提出会社に負わせる必要はない。</p>	<p>新株予約権証券の譲渡が行われる場合には、実質的に割当予定先が変更となることを意味するとも考えられます。</p> <p>必要な資金の調達等の観点から、当該譲渡先についても実態確認や払込みに要する資金等の状況の確認等を行うことが考えられます。</p>
9	<p>案CⅡ(2)②ロ. 前段について、提出会社と割当予定先との間で締結される契約において定められる前提条件の開示を想定されていると理解しておりますが、開示すべき「重要な前提条件」は、イ. に記載の外為法上の手続きの完了や支配権に変動がないこと等の当該案件に固有のものを意味しており、表明保証違反または義務違反の不存在、クロージングのために必要な各種書類の交付等の一般的に契約書に入っている定型的な前提条件はこれに含まれないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような一般的に契約書に入っている定型的な前提条件は、一般的には重要性は高くないと考えられますが、割当予定先の払込みに関してどのような重要な前提条件が存在するかは、個別事案ごとの実態に即して判断されるものと考えられます。</p>
10	<p>案CⅡ(2)③イ. について、経営成績・財務状況が厳しい提出会社が他の資金調達手法を用いることが難しい場合に発行する例があり、このような場合にはこれらの数値から調達の必要性を説明することが可能であることから、充実した開示を求めるものであると理解している。他方で、経営成績・財務状況が比較的良好な提出会社が発行するケースでは、これらの数値から調達の必要性や理由を説明できない場合も多いように思われる。かかる観点から、上記の規定は、提出会社ごとの状況にあわせた適切な開示を求めるものという理解でよいか。</p>	<p>提出者の経営成績及び財務状況は提出者毎に異なるため、提出者毎の状況に合わせ、MSC B等を選択した理由を分かりやすく記載する必要があると考えられます。</p>
11	<p>案CⅡ(2)③ハ. に株券の貸借取引に関する記載があるが、株券の貸借取引については、割当予定先が、新株予約権の行使可能期間中に、株価動向、流動性等の状況を見た上で、特別利害関係者等と協議し、その具体的な内容を決める場合があり、必ずしも有価証券届出書の提出時点で詳細まで確定していないこともある。そのような場合は、有価証券届出書の提出時点で確定している範囲の内容(例えば、割当予定先が特別利害関係者等と株券の貸借取引を締結する予定であること、借り入れる予定の株券の利用目的、その利用制限の内容)を記載すれば足りるという理解でよいか。</p> <p>また、開示内容によっては、個人等の秘密に関する事項等の観点から、特別利害関係者等の協力を得られない場合もあり、「株券の貸借取引を締結する場合にあっては、」の後に、「契約当事者の了解を得られた場合には、」等の文言を追記してはどうか。</p>	<p>有価証券届出書を提出する時点で詳細な内容が確定していない場合、当該届出書提出時点で確定している内容に加え、将来予定している内容も記載することが考えられます。</p> <p>また、仮に提出者の特別利害関係者等から協力が得られず、記載できない具体的な内容がある場合は、その理由を記載することが考えられます。</p>

	<p>特に、貸借利率については、投資家の投資判断において重要性が高いものとはいえ、開示に関して特別利害関係者等の協力を得られないことが想定される為、当該文言を削除してはどうか。</p>	
12	<p>案CⅡ(2)④イ. について、「実態に即した記載」の審査については、(注)で「必要に応じ」の記載もあることから、提出会社ごとの状況にあわせた適切な資料提出等を求めるものという理解でよいか。</p> <p>また、「手取金の使途における充当の優先順位」の記載がありますが、提出会社によっては、将来的な経営・財務環境の変化に対する柔軟性等の観点から、有価証券届出書の提出時点では充当の優先順位がない場合もあり、そのような場合には充当の優先順位の記載は不要という理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、資料等の確認は、個別事案ごとの実態に即して必要なものについて行うことが考えられます。</p> <p>手取金の使途における充当の優先順位の記載の要否については、個別事案ごとの実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>ただし、発行有価証券が新株予約権証券の場合には資金調達金額が不確実であり、優先順位が低くなるほど資金を充当できない可能性があることから、一般的に、充当の優先順位を記載することは投資者にとって有用な情報になると考えられます。</p>
13	<p>案CⅡ(2)④イ.について、手取金使途の積算資料については、膨大な明細を添付する必要がある場合が想定されるため、提出者及び審査側の確認等の実務対応の可能性について、検討が必要ではないか。</p>	<p>審査において必要に応じて確認する手取金使途の積算資料は、個別事案ごとの実態に即して内容が異なると考えられるところ、審査上必要な範囲で資料を確認していくことが考えられます。</p>
14	<p>案CⅡ(2)④ロ. について、a.及び b.において、着目すべき点や記載を求める内容の記載があるが、「必要に応じて」の記載もあることから、全ての開示を求めるものではなく、あくまでも関係会社、関係会社以外の会社ごとの状況にあわせた適切な開示を求めるものという理解でよいか。</p> <p>c.において、「候補先の選定状況及び候補先との交渉の進捗状況」の開示を求める記載があるが、提出会社によっては、経営戦略上 M&A の実施方針そのものは確定していたとしても、有価証券届出書の提出時点では候補先が未定の場合もあり、そのような場合にはこれらの記載は不要という理解でよいか。</p> <p>また、仮に候補先があったとしても、交渉の進捗状況によっては、相手方との関係や虚偽開示のリスクとの関係等で開示が難しい場合もあり、そのような場合にまで常に記載を求めるものではないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、関係会社、関係会社以外の会社ごとの状況に応じた適切な記載が行われる必要があると考えられます。</p> <p>c.について、必ずしも常に全ての情報の記載が求められるものではありませんが、例えば、具体的な投資方針が確定している場合は、その内容を記載することが考えられます。また、候補先との交渉の進捗状況については、個別事案ごとの候補先との交渉の状況等を勘案して可能な範囲で記載することが考えられます。</p>
15	<p>案CⅡ(2)④ハ.について、所謂、新株予約権付ローン等を想定した規定と思われるが、「また、提出者の債務の弁済を手取金の使途としている場合も、同様に審査する。」は、「また、提出者の債務(割当予定先が債権者となるものに限る)の弁済を手取金の使途としている場合も、同様に審査する。」とする必要がある。</p>	<p>案CⅡ(2)④ハ.の前段は、いわゆるデット・エクイティ・スワップについて記載したものです。後段の「また、提出者の債務の弁済を手取金の使途としている場合」とは、金銭出資の場合についての記載であるため、案CⅡ(2)④ロ.において、記載することといたしました。</p>

16	案CⅡ(2)⑤へ.a.ii.について、「法に抵触する」という文言の追加によって、「その他の犯罪行為」の範囲が従前より限定されるのではないか。「法規制等」と表現したほうがよいのではないか。	「法に抵触する」の挿入は、「その他の犯罪行為」の例示として記載したものであり、これらに限る趣旨ではありません。
----	---	---